

平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス

開発支援補助金」の公募について

平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募を以下のとおり開始されました。

1. 事業概要

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

2. 対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率さ3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

3. 公募期間

- ・ 受付開始:平成28年11月14日(月)
- ・ 締 切:平成29年 1月17日(火)[当日消印有効]

※ 応募申請は補助事業の主たる実施場所に存在する都道府県地域事務局へ応募申請書類をご郵送いただくか、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」による電子申請(平成29年1月4日(水)開始予定)にてお願いいたします。

本事業の事業実施期間は、交付決定日から平成29年12月29日(金)まで(小規模型の場合は、平成29年11月30日(木)まで)になります。この期間において、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きが完了できる予定の方が応募申請対象となります(事業実施期間の延長はありません)

※裏面もご確認ください

4. 補助対象事業及び補助率等

本事業では、【革新的サービス】【ものづくり技術】の2つの対象類型^{注1}があります。また、それぞれについて、「第四次産業革命型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ、試作開発等）」の事業類型があります。補助率は、補助対象経費の3分の2以内となります。注1. 業種の如何を問わず、【革新的サービス】、【ものづくり技術】のどちらでも応募申請が可能です。

対象類型 事業類型 ^{注2}	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
第四次産業革命型	補助上限額 3,000万円 補助率：2/3以内 設備投資 ^{注3} ：必要 補助対象経費 ^{注4} ：機械装置費、技術導入費、専門家経費・運搬費	
一般型	補助上限額 1,000万円 補助率：2/3以内 設備投資 ^{注3} ：必要 補助対象経費 ^{注4} ：機械装置費、技術導入費、専門家経費・運搬費	※雇用増（維持）をし、5%以上の賃金引上げについては、補助上限を倍増 ※最低賃金引き上げの影響を受ける場合には、補助上限を更に1.5倍
小規模型	設備投資のみ 補助上限額 500万円 補助率：2/3以内 設備投資 ^{注3} ：必要 補助対象経費 ^{注4} ： 機械装置費、技術導入費、専門家経費・運搬費	
	試作開発等 補助上限額 500万円 補助率：2/3以内 設備投資 ^{注3} ：可能（必須ではない） 補助対象経費 ^{注4} ： 機械装置費、技術導入費、専門家経費・運搬費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、クラウド利用費	

注2. 採択後の対象類型間、事業類型間、また、小規模型における「設備投資のみ」と「試作開発等」の相互の変更はできませんのでご注意ください（事業計画書（2）事業内容 4. 事業類型の内容 で選択した類型は変更できません）。

注3. 設備投資とは専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェアの取得のための経費のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。「第四次産業革命型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ）」については、設備投資が必要です。

注4. 設置場所の整備工事や基礎工事については、補助対象経費として認めておりません。また、「第四次産業革命型」「一般型」は、「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします（「小規模型（設備投資のみ）」で補助上限額を増額した場合を含む）

その他 申請及び事業に関するお問い合わせは下記商工会までお問い合わせください。

西秩父商工会 ☎ 0494-75-1381 FAX 0494-75-1382

※裏面もご確認ください